

【① 農林水産省回答】

規制改革事項（事務局記載）		農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
規制の概要（事務局記載）		農業生産法人（農地の権利を取得できる法人）の設立には、①出資者、②実施事業、③業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号） ① 資本要件 ・関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/4以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携者等）が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満。 ② 事業要件 ・主たる事業（売上の50％以上）を農業と関連事業に限定。 ③ 業務執行役員要件 ・農業又は関連事業に常時従事（150日以上／年）役員が過半数、かつ更にその過半数は60日以上／年の農作業従事が必要。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農地法第2条第3項及び第3条、農地法施行令第1条及び第2条並びに農地法施行規則第2条から第9条まで 農業経営基盤強化促進法第12条及び第14条並びに農業経営基盤強化促進法施行規則第14条
	目的	国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進すること等により、国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資すること。
	対象	農地の所有権等を取得する法人

規制・制度の概要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	農業生産法人の仕組みについては、制度創設当初(昭和37年)は個人農家の集まりと変わらない程度に厳しく規制されていたものの、社会情勢の変化等に応じて段階的に緩和されてきている。昨年の農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)でも緩和されたところ。主な改正経緯は以下のとおり。 <構成員(出資者)> ○ 当初(昭和37年)は、法人に農地の権利提供をした者又は法人の行う農業に常時従事する者に限定 ○ 平成5年、農地保有合理化法人等が出資できるようにされるとともに、法人の関連事業者(法人から物資の供給を受ける者等)について、その有する議決権の合計が総議決権の1/4以下、かつ、それぞれ1/10以下の範囲内で出資できるよう緩和 ○ 平成15年、法人が農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者である場合、その農業経営改善計画に位置付けられた関連事業者が総議決権の1/2未満まで出資できるよう緩和 ○ 昨年(平成21年)、法人に農作業を委託している者が出資できるようにされるとともに、農商工連携事業者等の一定の関連事業者について、総議決権の1/2未満まで出資できるよう緩和 <事業> ○ 当初(昭和37年)は、農業及び附帯事業に限定 ○ 平成5年、農業に関連する事業として、農畜産物を原材料とする製造加工等の事業を行えるよう緩和 ○ 平成12年、法人の行う農業以外の事業は附帯事業に限らないこととされ、法人は、主たる事業が農業(関連事業を含む。)であればよいことに緩和 <役員その他> ○ 当初(昭和37年)は、法人の経営農地、労働力等の1/2以上は構成員からのものに制限 ○ 昭和45年、経営農地、労働力等についての規制を廃止 役員について、その過半は、(ア)法人に農地の権利提供をし、(イ)法人の行う農業に常時従事する構成員であって、かつ、(ウ)農作業に主として従事する者に制限 ○ 昭和55年、過半を占める役員は、法人に農地の権利提供をしなくともよいことに緩和 ○ 平成12年、過半を占める役員は、必ずしも農作業に従事しなくてもよいこととされ、過半を占める役員の過半が、農作業に一定日数以上従事すればよいことに緩和
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	現行法下では、農業者以外の出資上限を最大2分の1未満に限定するなど、の入口規制により、意欲のある者・企業(ベンチャー含む)の農業参入が阻害されている。 担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を低めるため、適切に農業を行なうことを前提に、農業生産法人の要件(資本、事業、役員)を緩和すべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構すべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画にあるとおり、改正農地法等の運用を的確に実施することが課題。 ● 昨年の農地法等改正により、貸借規制について抜本的見直し(貸借については農業生産法人要件を課さないこととする)を行ったところ。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	【更に明確にされるべき論点】 ◆ 農地の貸借規制が抜本的に見直された中、更に農業生産法人の要件緩和を求めることは、農地の所有権取得の自由化を求めることと同じであることが明確にされる必要。

<規制評価シート> (各府省作成)

【② 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止>
規制の概要(事務局記載)		市町村が地域の農業の振興を図る観点から計画を定め、農振法施行規則第4条の4第1項台27号のイからヲまでの全ての要件を満たした場合には、当該計画に種類、位置、規模が位置づけられている施設の用地は、農用地区域に含まれない土地として農用地区域からの除外が可能となる。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	農村振興局
	担当課・室名	農村計画課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	・農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第7条第4号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号
	目的	農振法第10条第3項各号に掲げる農用地区域に含めるべき土地であっても、市町村が地域の農業の振興を図る観点から定める地域の農業の振興に関する計画(以下「27号計画」という。)に定める施設の用地については、農振法施行令第7条第4号に規定する公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用地として、農振法第10条第4項に規定する農用地区域に含まれない土地となり、土地改良事業完了後8年を経過していること等の要件を満たさなくても農用地区域からの除外が可能となる。
	対象	振興計画に種類、位置及び規模が定められている施設の用に供する土地であって、当該計画が農振法施行規則第4条の4第1項第27号及び同号イからヲまでの要件を満たす場合
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	農振法第10条第4項の追加(平成11年) 農振法施行令第7条の追加(平成12年) 農振法施行規則第4条の4の追加(平成12年) 農振法施行規則第4条の4第1項第27号の改正(平成21年)
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	農地法等改正に伴い、農用地区域からの除外の厳格化が一部措置されたが、第27号計画に位置付けられる施設に限定はないため、農業振興とは関係ない施設(工場、大規模小売店舗、住宅)の立地であっても農振地区除外対象になることや、土地改良事業完了後8年たてば農振地区から除外することも可能となっていること等により、農地の安易な転用の温床となっているため、農振法施行規則第4条の4第1項第27号は削除すべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	農振法施行規則第4条の4第1項第27号の規定に基づき策定された、いわゆる27号計画の中には、地域農業の振興との関係が必ずしも明確でないものも見受けられたことから、昨年の農振法の改正に伴い、農用地区域からの除外の厳格化を図る観点から、同規定についても、 ①当該地域の特性に応じた農業の振興に必要な施設に限定すること ②計画の達成状況を定期的に検証する等の定めがあること ③区画整理等の面的整備事業の受益地について、事業効果を確保するため事業の実施中及び完了後8年以内の除外・転用を不可とすること 等の要件を追加する改正を行い、安易に除外・転用につながらないよう措置したところであり、この改正後の規定の適切な運用を図ることとしている。

<規制評価シート> (各府省作成)

【③ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)
規制の概要(事務局記載)		農業委員会は原則として市町村に必置とされており(農業委員会等に関する法律第3条第1項)、選挙による委員及び選任による委員で構成される。 ○選挙委員 ・40人を超えない範囲で条例で定める(同法第7条)。ただし、選任委員より多い人数が必要(同法施行令第2条の2)。 ○選任委員 ・農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人(同法第12条1号)。 ・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内(4人以下の定数とするには条例制定が必要)(同法第12条2号)。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業委員会等に関する法律第7条及び第12条並びに農業委員会等に関する法律施行令第2条の2
	目的	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与すること
	対象	農業委員会
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	農業委員会の委員構成については、制度創設当初(昭和26年)から、選挙委員は、市町村合併の進展、地方分権等の観点から段階的に弾力化が図られ、また、選任委員は、構造政策の推進等の観点から改正されてきている。主な改正経緯は以下のとおり。 <選挙委員> ○ 当初(昭和26年)は、一律15人に制限 ○ 昭和29年、10人を下限とし、15人を上限とする範囲で条例で定める人数に緩和 ○ 昭和32年、上限を40人に弾力化 ○ 平成16年、下限を廃止し、選挙委員の数は選任委員の数を上回ればよいことに弾力化 <選任委員> ○ 当初(昭和26年)は、選挙委員の過半が推薦した学識経験者5人以内 ○ 昭和29年、農業協同組合、農業共済組合の理事及び市町村議会が推薦した学識経験者の中から5人以内に改正 ○ 昭和32年、農業協同組合及び農業共済組合の理事各1人並びに市町村議会が推薦した学識経験者5人以内の計7人以内に改正 ○ 平成16年、土地改良区の理事1人を追加。学識経験者を4人以内で条例で定める人数に緩和

規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	現行法の委員構成では、地元農業者及び農業関係者（農協、土地改良区代表等）が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。 農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行なう組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直すべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 （4）優良農地の確保と有効利用の促進 農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画に即して改正農地法等の運用を的確に行なうよう指導を徹底する。 ● 改正法では、同法の施行状況を踏まえた5年後見直しのほか、農業委員会の組織及び運営について検討を加えることとされているところ。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	【更に明確にされるべき論点】 ◆ 「恣意的な運用が散見される」とは具体的にどのような事実のことを指しているのか明確にされる必要。

<規制評価シート>（各府省作成）

【④ 農林水産省回答】

規制改革事項（事務局記載）		農地の賃借の許可の迅速化
規制の概要（事務局記載）		企業の農業参入において、農地の賃貸借等は農業委員会の総会で許可を得る必要があるが、農業委員会の総会は月1回しか開催されず、企業側の準備が整っていても、農業参入に遅滞が生じるケースがある。農業委員会の総会の開催頻度を上げるなど、何らかの手段で農地賃借の許可手続きを迅速化すべきである。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業委員会の総会等開催の回数、頻度、期間については、法令で特に定められていない。
	目的	（同上）
	対象	（同上）
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	（同上）
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	農業の新たな担い手となり得る企業の新規参入を促進するために、適切に農業を行なうことを前提に、農地の賃貸借手続きを迅速に行うべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	農地法の許可を行う場合には、権利を取得する者の営農状況、取得される農地の状況等の判断を行い、場合によっては市町村長への意見聴取が必要であることから、申請から許可まで実質的に時間が要されるが、標準処理日数等の公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について手続きが迅速に行われるよう指導しているところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑤ 農林水産省回答】

規制改革事項（事務局記載）		農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要（事務局記載）		独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。（独占禁止法第22条） ※なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会 は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。
所管省庁	担当府省	公正取引委員会、農林水産省
	担当局名	経済取引局、経営局
	担当課・室名	調整課、協同組織課
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第22条、 農業協同組合法第9条
	目的	単独では有効な競争単位ないしは取引単位として大企業に伍して経済活動を行うことが困難な企業規模の小さい事業者や消費者が、相互扶助を目的とする協同組合を組織することにより、公正かつ自由な競争の促進の主体となり得ることから、このような組合が行う行為について独占禁止法の適用を除外している。
	対象	農業協同組合及びその連合会（漁業協同組合、森林組合、事業協同組合、消費生活協同組合なども同様）
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	①独占禁止法、農業協同組合法の制定当初（昭和22年）より適用除外を措置。 ②平成10年の「規制緩和推進3カ年計画」（平成10年3月31日閣議決定）を踏まえ、適用除外措置全般の見直しが行われ、平成11年に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」が公布、施行されたが、協同組合に対する適用除外は引き続き措置。 ③平成18年の「規制改革・民間開放推進3カ年計画」（平成18年3月31日閣議決定）を踏まえ、平成19年に公正取引委員会は不公正な取引方法を明示した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を作成。

規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構すべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理 食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。 5. 団体の再編整備等に関する施策 食料、農業及び農村に関する団体(農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等)については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。 こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点や団体の再編整備の観点から、小規模な農業者の協同を支援する必要性という協同組合本来の役割も踏まえて検討。 【更に明確にされるべき論点】 ◆ 農協の独禁法適用除外が基本計画の達成にどのように資するかと考えているのかも明確にされる必要。 ◆ 独禁法という競争政策において、農協だけでなく小規模事業者が共同行為を行う協同組合全般をどのように位置づけるのかも明確にされる必要。

【⑤ 公正取引委員会回答】

規制改革事項（事務局記載）		農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要（事務局記載）		独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。（独占禁止法第22条） ※なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。
所管省庁	担当府省	公正取引委員会事務総局
	担当局名	経済取引局
	担当課・室名	調整課
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第22条（農業協同組合法第9条）
	目的	独占禁止法第22条は、協同組合の行為に関する独占禁止法の適用除外制度が規定されている。この制度は、単独では大企業に伍して競争することが困難な小規模の事業者等が相互扶助を目的とする協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することにより、公正かつ自由な競争の促進の主体となり得るものと考えられることから、協同組合制度を独占禁止法の中に積極的に位置付けるために設けられたものである。 なお、農業協同組合等は、農業協同組合法第9条により、一律に協同組合に該当するとみなされている。
	対象	一定の要件を満たした協同組合の法令に定められる行為が独占禁止法の適用除外となる。ただし、前記の行為であっても「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」は、独占禁止法が適用される。
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和22年（独占禁止法制定時）に創設。以後、内容の変更を伴う改正なし。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	独占禁止法第22条により、農業協同組合等の行為は、独占禁止法の適用除外となるが、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、独占禁止法は適用される。また、例えば、農業協同組合等が事業者としての立場で他の事業者や農業協同組合と共同して、価格や数量の制限を行う場合等にも独占禁止法は適用される。公正取引委員会は、これまで、農業協同組合等が行った独占禁止法上の問題行為に関して、法的措置等を行ってきた。平成19年には、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表し、農業協同組合等による独占禁止法違反行為の未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、適切かつ迅速に対処することとしている。 また、独占禁止法第22条は、特定の組合の行為のみを独占禁止法の適用除外の対象とするのではなく、同条に規定する要件を満たす各組合（農業協同組合のほか中小企業関連の協同組合、信用金庫等）の行為を一律に適用除外の対象としているため、同条について見直しを行う場合には、同条が適用除外の対象とする組合すべてに効果が及ぶことになる。 いずれにせよ、農業協同組合等の独占禁止法の適用除外の必要性については、まず、農業政策における農業協同組合等の役割、そのあり方等の議論を踏まえて検討されることが適切と考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑥ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施												
規制の概要(事務局記載)		農協は販売、共済事業に加え、信用事業(貯金、貸付、証券業の取扱い)の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。 しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会(全中)下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。 農林水産省金融庁 <table><tr><td></td><td>単位農協</td><td>信用農業協同組合連合会(県信連)</td><td>農林中央金庫</td></tr><tr><td>検査</td><td>都道府県</td><td>都道府県 財務支局</td><td>金融庁</td></tr><tr><td>監査</td><td>農協監査士 (全中による資格試験)</td><td>農協監査士 (全中による資格試験)</td><td>公認会計士</td></tr></table>  : 他金融機関と大きく異なるもの 地方農政局 ※信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管		単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	都道府県 財務支局	金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士
	単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫											
検査	都道府県	都道府県 財務支局	金融庁											
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士											
所管省庁	担当府省	農林水産省												
	担当局名	【検査】大臣官房 【監査】経営局												
	担当課・室名	【検査】協同組合検査部 【監査】協同組織課												
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	【検査】農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条及び第98条第1項 【監査】農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第37条の2第1項 農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第2条の4												
	目的	【検査】協同組合検査の目的は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な業務運営を促進し、農林水産業の健全な発達に資すること 【監査】農業協同組合、農業協同組合連合会が総会に提出する財務諸表及び事業報告の適正性を組合員に対し証明すること												
	対象	【検査】農協 【監査】 ・貯金及び定期積金の合計額が200億円以上の信用事業を行う農業協同組合 ・負債の合計金額が200億円以上の農業協同組合連合会												
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	【検査】農業協同組合法制定時期:昭和22年11月19日 【監査】 ・平成8年に信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関に会計監査が義務付けられたことに併せ、同年の農協法改正により、信連及び貯金等合計額が一定規模以上の農協に対し、中央会による会計監査を義務付け ・平成13年の農協法改正により、監査対象を負債総額200億円以上の連合会に拡大 ・平成16年の農協法改正により、会計監査を行う中央会を全国農協中央会に一元化												
	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。 他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。												

規制改革要望等への対応	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ④ 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化 意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化等を推進する。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	5. 団体の再編整備等に関する施策 食料、農業及び農村に関する団体(農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等)については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。 こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者により農業経営を推進する観点から、信用事業のみに着目するのではなく信用・経済・営農指導事業を一体的に行なうことによって地域の農業者の期待に応える必要性が高まっていることも踏まえて検討。 ● 基本計画に即して、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進するとの観点から検討。 【更に明確にされるべき論点】 ◆ 信用事業のみの観点から公認会計士・金融庁検査を一律に義務付けることが基本計画の達成にどのように資すると考えているか明確にされる必要。 ◆ 農協に対する監査は、財務諸表の適正性のみならず信用・経済・営農指導事業等の事業報告の適正性を一体として行うため、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、この点についてはどのように対応すべきと考えているのか明確にされる必要。

【⑥ 金融庁回答】

規制改革事項(事務局記載)		農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施												
規制の概要(事務局記載)		農協は販売、共済事業に加え、信用事業(貯金、貸付、証券業の取扱い)の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。 しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会(全中)下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。 <table><tr><td></td><td>単位農協</td><td>信用農業協同組合連合会(県信連)</td><td>農林中央金庫</td></tr><tr><td>検査</td><td>都道府県</td><td>都道府県財務支局</td><td>金融庁</td></tr><tr><td>監査</td><td>農協監査士 (全中による資格試験)</td><td>農協監査士 (全中による資格試験)</td><td>公認会計士</td></tr></table> ：他金融機関と大きく異なるもの ※信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管		単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	都道府県財務支局	金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士
	単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫											
検査	都道府県	都道府県財務支局	金融庁											
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士											
所管省庁	担当府省	金融庁												
	担当局名	検査局 総務企画局												
	担当課・室名	総務課企画・情報分析室 企業開示課・企画課信用制度参事官室												
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	【農協に対する金融庁検査の実施】 農業協同組合法第94条第3項、第98条第1項 【農協に対する公認会計士監査の実施】 農業協同組合法第37条の2第1項												
	目的	農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上												
	対象	【農協に対する金融庁検査の実施】 農協法第10条第1項第3号の事業を行う組合の信用事業に関する同法第94条第3項の規定による検査に関する事項について、都道府県知事から要請があった組合 【農協に対する公認会計士監査の実施】 全中の監査について ・貯金等の合計が200億以上の信用事業を行う農協 ・負債の合計が200億以上の信連 ・上記組合以外で監査を受けることを定款に定めた組合												
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	【農協に対する金融庁検査の実施】 制定時期: 昭和22年11月19日 【農協に対する公認会計士監査の実施】 制定時期: 平成8年12月26日												
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。 他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。												
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【農協に対する金融庁検査の実施】 ①現在の単位農協の検査制度では信用事業の適正な実施が確保できないかどうかコメントできない。 ②単位農協の行う信用事業は、信用事業のほか、経済事業・共済事業等を総合的に行っており、信用事業と他の事業は密接な関係にあることから、単位農協に対する監督・検査は、総合的に判断を行える都道府県が、実施することが好ましいものと認識している。 【農協に対する公認会計士監査の実施】 農協に対する公認会計士監査の実施については、以下のとおり対応することが可能である。												
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	【農協に対する金融庁検査の実施】 現行法においても、都道府県知事の要請により、金融庁が信用事業の検査を実施することは可能となっており、当方も農林水産省の都道府県検査主管課長会議において、本制度を積極的に活用するよう要請をしているところ。 【農協に対する公認会計士監査の実施】 農協に対する公認会計士監査が実施されることに特に問題はないものと考えられる。なお、公認会計士協会においては、当該要望について、前向きに考えているものと承知している。 ただし、公認会計士監査を義務付けることについては、 ①農業協同組合法の改正が必要であること(農林水産省主管)、 ②他の協同組織金融機関についても、制度上、全ての機関に公認会計士監査は義務付けられてはいないこと、 等に留意する必要。												
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等													

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑦ 農林水産省回答】

規制改革事項（事務局記載）		土地持ち非農家の組合員資格保有という農協法違反状況の解消
規制の概要（事務局記載）		農協の組合員は約500万人いるが、ほとんどが兼業農家と農業をやめた本来は組合員資格を有しない土地持ち非農家と呼ばれる人たちであるのが実態。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	協同組織課
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第12条第1項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第32条）
	目的	農協の組合員資格を明確にするため
	対象	農業経営者、農業従事者又は農業法人
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	(1) 農協の組合員資格を有する者については、農協法では ① 農業者（正組合員） とともに ② 当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて、当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの（准組合員） が対象となっている。 (2) 農協の議決権を持つ正組合員については、原則、農業者であることが必要であるが、農地利用の集積を進めるため、所有する農地に利用権を設定し、農地を他人に貸した農業者については、平成5年の農業経営基盤強化促進法の改正により、土地持ち非農家であっても、引き続き正組合員と認めることとされている。
	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	農協の経済・政治活動には大きな発言権を有する兼業農家や土地持ち非農家の意見が反映されてきた。このため、農協は構造改革による専業農家の育成という考え方を「選別主義」であるとして一貫して反対してきた。脱農化で発展してきた現在の農協は、「農業」協同組合という実態を有していない。 農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の構成員資格を農業者に限定するという現行規定を厳格に運用し、農業者以外の者を組合員から除くべき。

上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方

(1) 農協の組合員資格を有する者は、
 ① 農業者(正組合員)
 とともに
 ② 当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて、当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの(准組合員)
 が対象となっている。
 農協は、農業者に対する営農上のサービスのみならず、地域に居住する住民の生活に必要な物資の販売、医療、介護サービスの提供などについても行うことを通じ、地域社会において重要な役割を担っている。

(2) 農協の議決権を持つ正組合員については、農業経営者、農業従事者又は農業法人であつて、当該組合で定款で定めるものとされていて、原則、農業者であることが必要であるが、土地持ち非農家であっても、農業経営基盤強化促進法第32条で認められた場合は、正組合員資格が認められている。
 このため、土地持ち非農家を例外なく、正組合員から除外することとなれば、基本計画において求められている意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に支障が出るおそれがある。

(3) なお、正組合員資格の確認については、平成14年の総合規制改革会議の指摘を受け、組合の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを1年に1回以上定期的に確認し、適切な管理運営がなされるよう指導している。
 <参考：平成14年の総合規制改革会議の指摘>
 組合員制度の実態…を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずるべきである。

【対応可能性のある場合】
見直し予定及びその内容

【対応困難とする場合】
要望へ対応した場合に生じる問題点及び
問題点に対する補完措置の有無等

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑧ 農林水産省回答】

規制改革事項（事務局記載）		新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項）
規制の概要（事務局記載）		既存の農協と地域を重複する別の農協（既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む）を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない（農協法第60条第1項第3号・第4号、第2項）。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	協同組織課
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第60条第2項（第44条第3項で準用する場合を含む。） 農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第208条
	目的	都道府県知事等が認可する場合において、地区が重複する地域の農業の振興に支障がないかどうかの判断材料とするため
	対象	既存の農業協同組合の地区と重複することとなる農業協同組合の設立、定款変更による地区の拡大
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	信用・共済事業を行う農協の新規設立の認可については、過度の競争により健全性が損なわれることがないように、通達により、原則として地区の重複を認めない規制を実施。 平成13年の農協法改正（平成14年1月1日施行）において、上記規制を廃止し、以下の措置を導入。 ① 農協の設立認可で認可しない場合を、当該地区の農業の振興を図る上で支障があると認められるときなどに限定・明確化 ② 地区重複の認可に際して都道府県知事等に、地域農業振興等を担当している市町村及び農協合併・農協系統の健全な発展の指導等を担当している農業協同組合中央会との協議を義務付け
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	本規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。 農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 （3）意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ④意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化 意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化等を推進する。 5. 団体の再編整備等に関する施策 食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。 こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点から検討。 （平成14年に農協の地区重複を認めてから、地区の重複する農協の新規設立はいずれも認可） 【更に明確にされるべき論点】 ◆ 基本計画では、農協の再編整備を進めることとされており、それとの整合性をとることも必要。

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑨ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止
規制の概要(事務局記載)		農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員については、それぞれ農業協同組合法・土地改良法・農業災害補償法に理事・監事等に関する規定(定数・任期・役員の資格等)が定められているところであるが、国会議員等の就任を禁止する規定はない。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	【農業協同組合】経営局 【土地改良区】農村振興局 【農業共済組合】経営局
	担当課・室名	【農業協同組合】協同組織課 【土地改良区】土地改良企画課 【農業共済組合】保険監理官
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	
	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	法律に基づいて公共性の高い事業を行なっている団体であり、政治的中立を確保する観点から、特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を国民から持たれることのないようにすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 5. 団体の再編整備等に関する施策 食料、農業及び農村に関する団体(農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等)については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。 こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画の中の団体再編整備の項目にあるとおり、的確な役割を果たすよう指導を徹底。 ● 政治的中立性の確保について、農業共済団体、土地改良区等に対しては、本年1月15日付けで指導通知により行政指導済み。 (農協については、常勤役員等について法律上、職務専念が義務付けられている。(国会議員等との兼職も不可))

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑩ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業共済の見直し(農作物共済(米・麦)に係る強制加入制の見直し)
規制の概要(事務局記載)		米(水稻・陸稻)及び麦は、農業災害補償法に規定される農作物共済によって、知事の定める基準面積以上(例えば水稻の場合、都府県で20～40a、北海道で30a～1ha)の生産者は、当然加入(すべての耕作地について強制加入)とされている。 国庫は共済掛金の約2分の1を負担している。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	保険課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第16条、104条 農業災害補償法施行令(昭和22年政令第299号)第1条の5
	目的	当然加入制については、 ①米麦が我が国の農業の基幹作物として重要な位置付けを有していることから、災害が生じた場合には、農業経営の安定のみならず、地域社会の安定の上でも万全を期す必要があること ②併せて、米麦は、全国的に作付けされており、被害態様も多種多様であるため、保険制度としては安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要があること 等の観点から採られているものである。
	対象	農作物共済は、水稻、陸稻及び麦の耕作の業務を営む者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和22年(農業災害補償法公布) 米麦の耕作者は面積にかかわらず当然加入。 昭和32年 当然加入の面積基準(当該基準面積以上の面積を耕作する者については当然加入)を定めた。 水稻及び陸稻の合計面積又は麦の面積についてそれぞれ1反歩。 昭和38年 面積基準を変更した。 都府県は、水稻、陸稻、麦ごとの面積が1反歩以上3反歩以下で都府県知事が定める面積。 北海道は、水稻、陸稻ごとの面積が3反歩以上1町歩以下、麦は4反歩以上1町歩以下で知事が定める面積。 昭和60年 水稻の面積基準を変更した。 都府県は、20アール以上40アール以下で都府県知事が定める面積(北海道は変更なし。)。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	他の農産物と同様、米・麦に係る保険も経営者の判断による任意加入制にすべきである。これにより、リスクへの対処を含めた個々の経営者の判断が尊重され、より効率的な農業経営に資する。 また、共済組合員獲得のため、組合運営におけるコスト削減等の経営努力が促進される。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (1)戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理 (2)戸別所得補償制度の本格実施 戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。また、規模、品質、環境保全の取組等に応じた加算について、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討する。 (5)農業災害による損失の補てん 農業災害の発生時における損失を合理的に補てんすることにより、農業経営の安定を図ることとし、これを目的とした保険の仕組みを用いた農業災害補償制度について、更なる合理化及び効率的運営に取り組む。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画に盛り込まれた戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて制度のあり方を検討。

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑪ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示改正)
規制の概要(事務局記載)		家畜糞尿の堆肥利用については、自家利用について問題はないが、一部の家畜糞尿等の利用が公定規格として定められていないことから複合肥料として流通ができない状況にある。 また、肥料取締法によって特殊肥料と普通肥料を混ぜて製造・販売することができない。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	消費・安全局
	担当課・室名	農産安全管理課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	肥料取締法第3条及び第6条 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(告示)
	目的	肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格の公定等を行い、もって農業生産力の維持増進及び国民の健康保護に資する。
	対象	肥料
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年:法律制定 平成12年:有害物質が含有するおそれの高い汚泥肥料について、登録が必要な普通肥料として位置づけるとともに、品質のばらつきの大きいたい肥等の特殊肥料について品質表示基準を設定。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部について改正することとし、化成肥料の定義二に掲げる原料として、「たい肥(※牛ふん又豚ふんのいずれか一つもしくはその両方と家きんのふんを混合し主原料としたもの及び、食品残渣を主原料としたもの等。)」を追加する等についての規制緩和が必要。(なお、水分調整、通気性改善の為の副資材として一般的に使用される有機性の素材として、木質系材料(おが屑等)、わら、もみがら等の使用は認められることとする) 家畜糞等の堆肥を通常の有機原料として流通を一般化し、通常の複合肥料の中に使用することは、資源の有効活用と施肥の合理的利用を促進することとなる。また、食品残渣を原料としたたい肥は有害物質の含有が無く、有用な肥料として利用できる。 肥料の利用環境として、有機質肥料の国際的消費増から価格も上昇し始めており、また、畜産農家にとっても、堆肥の有効利用を進めることが処理コストの低減が可能となる。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	たい肥は原料や製造条件により品質に差が生じることから、原料にたい肥を含む普通肥料については、科学的データを収集した上で、品質や安全性に問題のないことが確認できれば、公定規格の見直しも含めて積極的な対応を検討していきたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	事業者から科学的データに基づいた具体的な公定規格の改正の提案があれば、農林水産省は、肥料の品質について必要な試験を行うなどデータを確認し、品質・成分の安定性に問題がなければ、食品安全委員会に対して安全性についての意見を聴取した上、公定規格の見直しを行うこととなる。なお、公定規格が定められていない場合であっても、仮登録の申請制度が設けられており、農林水産省が行う調査の結果、公定規格が設定されている肥料に類似していることが確認できれば、仮登録を受け、当該肥料を生産・流通させることが可能である。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑫ 国土交通省回答】

規制改革事項（事務局記載）		市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和（地域再生・六次産業化）
規制の概要（事務局記載）		都市計画法によって、各都道府県や指定都市等には開発審査会がおかれている。市街化調整区域での直売所の出店については、当該審査会が敷地面積や延床面積の基準などを設けている。
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	都市・地域整備局
	担当課・室名	都市計画課開発企画調査室
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	都市計画法第34条
	目的	無秩序な市街化を抑制するため、市街化調整区域において立地が可能な施設を限定
	対象	市街化調整区域における開発行為、建築行為（建築物の新築、改築、用途変更）
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	【制度の制定時期】 昭和43年 都市計画法制定 【主な改正】 平成12年 都市計画法第34条の立地基準として、地方公共団体が条例を定めた場合を追加
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	市街化調整区域における農産物直売所等の設置には、面積用途制限が課せられており、近隣集落のための利用等を主体とした施設としていることから、小規模面積の施設のみ認められており、その規模制限も都道府県によって見解はまちまちであることが、当該地域における農業振興と理解の促進を妨げているのではないかと、市街化区域と都市計画の区域外についての直売所の規制と比較して、市街化調整区域についての直売所設置については厳格な規制となっており、一定程度の面積と用途制限の緩和が必要である。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	市街化調整区域は、無秩序な市街化を抑止するため、「市街化を抑制する区域」として建築物の建築等が制限されている区域である。農林水産物等販売施設についても、物品を販売するという性質から、同様の機能を有する小売り店舗等の他の施設と同様に、立地の制限を受けることとなっているものであり、都市計画法第34条第1号（開発区域周辺の住民の日常生活の用に供する施設）、第14号（市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域において立地することが困難又は著しく不適当な施設で、開発審査会の議を経たもの）等に該当する場合に、開発許可権限を有する地方公共団体の許可を受け、立地が可能となっている。 ご指摘の面積用途に係る制限については、法令上定められているものではないが、第34条第14号に該当するものとして許可される施設については、「市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当」な開発行為について許可を可能としている同号の趣旨に鑑みれば、地域の実情に応じた必要最低限のものであるべきであり、許可される施設の規模・用途等について、地域ごとに一定の限界が存在することはやむを得ないと考える。 なお、農林水産物等販売施設のうち、いかなる規模・用途の施設について、都市計画法第34条第14号に基づき許可を可能とすべきかについては、当該地域を取り巻く状況や申請に係る農林水産物等直売所の性質により異なると考えられることから、地域の実情を踏まえ、開発審査会の議を経た上で、開発許可権限を有する地方公共団体において判断されるべきと考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	都市計画法第34条第14号に基づき、いかなる施設を許可するかについては、開発許可権限を有する地方公共団体において判断されるべきと考えるが、今国会に提出されている「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」において、農林水産大臣の認定を受けた農林水産物等販売施設の立地計画について開発許可等の特例を設け、立地の可否について計画認定段階で開発許可権者が確認することとし、認定を受けた施設については、改めて立地の審査を要しないとすることで、手続きの円滑化を支援することとしている。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑬ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農地法の規制緩和について <農業振興目的(体験型農業施設駐車場等)での転用規制の緩和>
規制の概要(事務局記載)		農地法により、農地を多目的に利用することは制限されているが、事業実施の上で、制約となることが多い。たとえば体験型の農業体験プログラムを提供する場合など農業の振興に資する施設であっても、当然必要となる利用者の駐車場を農地に造成することは許されていない。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	農村振興局
	担当課・室名	農村計画課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農地法第4条及び第5条
	目的	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止する。
	対象	農地を農地以外のものにする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	制定:昭和27年(農地法の制定) 主な改正経緯: 平成10年(2ha超4ha以下の農地転用許可権限を都道府県知事許可に委譲) 平成21年(公共転用に係る法定協議制の導入等農地転用規制を厳格化)
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	真に農業の振興につながる目的であれば転用を例外的に認めるなど、柔軟な対応が求められる。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	1 農地法においては、優良農地の確保を図る観点から、農地を農地以外のものにする場合には、農地転用許可を受けることが必要である。 2 体験型の農業体験プログラムを提供する施設を設置し得るような農地であれば、当該施設と一体的に整備される施設利用者用の駐車場についても、①事業実施の確実性、②周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、③転用面積が転用目的からみて適正と認められること等の要件を満たせば、確保を図るべき優良な農地として転用が厳格に制限される第1種農地であっても農地転用が許可されることとなっている。 ※第1種農地:集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑭ 農林水産省回答】

規制改革事項（事務局記載）		畜産の新規事業実施についての問題点　＜地元の協力の要件の明確化＞
規制の概要（事務局記載）		畜産（養豚所等）の新規事業を立ち上げる際に、補助事業（強い農業づくり交付金）の活用や、必要な許認可を得る際に、住民の同意が求められる。しかし、補助事業（強い農業づくり交付金）の交付要領や許認可においては、住民の同意が必要であるとはされていない。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	生産局
	担当課・室名	畜産企画課（総務課生産推進室）
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連名通知） 別記 各事業ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項 Ⅰ 各取組共通事項 第1 周辺環境への配慮 共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
	目的	共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染や、騒音等の公害・衛生問題に対して、適切に対応する必要があるため。
	対象	耕種作物共同利用施設整備 畜産物共同利用施設整備 （畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、畜産新規就農者研修施設、飼料作物関連施設、家畜改良増殖関連施設、離農跡地・後継者不在経営施設）
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成17年度に、それまでの畜産施設に係る施設整備について国が採択補助する仕組みを、地方分権推進の観点から、都道府県知事が採択する事業に対して交付金を交付することにより支援する方式に変更した。この際に「強い農業づくり交付金実施要領」を策定。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	どの程度の同意を得たらよいかを行政サイドに問い合わせると、「法的な根拠はないが、地元関係者との協調を図って欲しい」との回答しか得られない。地元関係者に理解してもらうよう努力することは、事業を実施する企業の当然の義務と認識しているが、心配を完全に取り除くことは不可能で、ややもすると、ごく少数の反対意見があることを理由に事業実施が保留されるあるいは、中止に追い込まれることがある。畜産振興という観点からは、どこまで協力を取り付けることが必要なのか明確な基準が求められる。 そもそも、自治体や自治体の職員によって、交付金実施要領以外に要件を付すなどの誤った運用は是正されるべきである。また、住民の同意が必要であるならば、要領に具体的にどれくらい必要なのか記載すべき。 また、畜産業施設設置の許認可（都市計画法・都市計画法）に関して住民の同意が必要ならば、具体的にどれくらいの同意が必要か、適正な手続きを経て明確にするべき。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	強い農業づくり交付金実施要領において、共同利用施設の整備に当たっての環境汚染や、騒音等の公害・衛生問題に対して、地元住民から合意形成について具体的な手続きを国で明確にするのは困難。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	国は、強い農業づくり交付金実施要領に上述（「根拠法令等の欄」）のとおり規定し、これに基づき、都道府県等は、事業実施主体に対し周辺住民の同意を求める扱いを行っているものと承知している。 こうした中で、当該実施要領等において国が全国一律に同意の要件を定めた場合、地域の立地（地勢）や混住化といった実情に照らした事業の執行が困難となり、交付金制度の趣旨を没却することとなるため、実施要領等に明確に基準を定めることは適当でない。 しかし、問題点に対する補完措置として、23年度の新規事業に係る要領改正において、「特に畜産物共同利用施設の整備に当たっては、事業実施主体は、環境汚染、騒音等公害・衛生問題が生じることが無いよう、説明会等を通じて地元住民との合意を形成することとする。その際、地元住民の範囲などの詳細な手続きについては、採択を行う都道府県知事や、市町村長など地域を所管する行政当局に対して相談し調整することとする。」とする旨の規定を追加することにより手続を明確化することとする。

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑮ 厚生労働省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和
規制の概要(事務局記載)		農家民宿を開業するためには、以下の関係法令が適用される。 ●旅館業法…旅館業法に基づく「営業許可」を得る必要。 客室面積が50㎡以上の場合は玄関帳場、ロビーが必要等 ●食品衛生法…既存家屋で農家民宿を行う場合には、1回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請されている。 ●建築基準法…客室面積が33㎡以上の場合は、「旅館」としての基準が適用される。階段の幅、防火上主要な間仕切壁、非常用の照明装置、調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材とする必要。 ●消防法…住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿業をする場合地元の消防庁又は消防署長の判断により、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能になった。
所管省庁	担当府省	厚生労働省
	担当局名	健康局、医薬食品局食品安全部
	担当課・室名	生活衛生課(旅館業法)、監視安全課(食品衛生法)
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	(旅館業法) 昭和23年 旅館業法及び旅館業法施行規則制定 昭和32年 旅館業法施行令制定 昭和45年 旅館業法及び旅館業法施行令の改正(玄関帳場その他これに類する設備を政令に規定) 平成15年 旅館業法施行規則の改正(農林漁業体験民宿業について、簡易宿所営業の面積基準を適用しない) (食品衛生法) 【制定】昭和22年 【主な改正経緯】 当初は、上記基準は都道府県知事が定めることとされ、当該都道府県規則において定められていたが、平成11年の地方分権一括法による改正の際、営業許可の事務が自治事務と整理されたこと等により、条例で定めることとされた。
	目的	(旅館業法) 旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 (食品衛生法) 飲食店営業等の公衆衛生上の影響の著しい一定種類の営業については、都道府県等において、業種別に施設について必要な基準を定めることとされており、当該基準の定められた業種については、都道府県知事等の許可を受けなければ営業してはならないこととすることで、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的としている。
	対象	(旅館業法) 宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業 (食品衛生法) 営業者(食品衛生法上の営業者の定義は、同法第3条第8項)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	(旅館業法) 昭和23年 旅館業法及び旅館業法施行規則制定 昭和32年 旅館業法施行令制定 昭和45年 旅館業法及び旅館業法施行令の改正(玄関帳場その他これに類する設備を政令に規定) 平成15年 旅館業法施行規則の改正(農林漁業体験民宿業について、簡易宿所営業の面積基準を適用しない) (食品衛生法) 【制定】昭和22年 【主な改正経緯】 当初は、上記基準は都道府県知事が定めることとされ、当該都道府県規則において定められていたが、平成11年の地方分権一括法による改正の際、営業許可の事務が自治事務と整理されたこと等により、条例で定めることとされた。

規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	日本における長期滞在型農村・地域宿泊施設は、諸制度の規制や要件によって、高コストな宿泊施設となっている部分がある。 具体的には、『成長戦略で農業が位置付けられている観光立国・「地域活性化」戦略に含まれる項目(「新しい公共」、PFI)』という観点からも、国内外の老若問わず旅行者があらたな観光としての長期滞在型を新たな価値として地域ステイできる、地域活性の起爆剤として観光戦略の一貫として、宿泊施設の諸規制を見直すことが求められている。 具体的には、更なる旅館業法、建築基準法、消防法の弾力運用及び、食品衛生法の調理施設等の基準の設置の緩和等が求められる。 長期滞在が可能となる施設を立地するためには、その施設の設置コストの低減が求められていることから、一定程度の更なる規制緩和が必要。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	(旅館業法) 玄関帳場は、旅館業における不健全な営業形態の排除、利用者の安全の確保、感染症対策やテロ対策等の観点から重要な設備であり、特段の理由がない限り例外は認められないところ、設置コストがかかるとの理由のみでは対応困難である。 なお、「規制の概要(事務局記載)」欄で、「客室面積が50㎡以上の場合には玄関帳場、ロビーが必要」とあるが、客室面積の如何にかかわらず玄関帳場は必要である。 (食品衛生法) 食品衛生法では、飲食店営業等その他公衆衛生上影響の著しい営業について、その営業許可に係る施設基準については都道府県等が条例で定めることになっており、当該事務は、自治事務として都道府県等が処理することとされており、営業施設に関する基準の緩和については、都道府県の判断に委ねられる。 なお、厚生労働省としては、「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」(平成17年7月21日付け食安監発第0721002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)、「食品衛生法に基づく営業許可について」(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うよう示しているところである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	(旅館業法) 農家民宿に限り要件を緩和した場合、一般の旅館業に対する規制との公平性

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑮ 国土交通省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和
規制の概要(事務局記載)		農家民宿を開業するためには、以下の関係法令が適用される。 ●旅館業法…旅館業法に基づく「営業許可」を得る必要。 客室面積が50㎡以上の場合は玄関帳場、ロビーが必要等 ●食品衛生法…既存家で農家民宿を行う場合には、1回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請されている。 ●建築基準法…客室面積が33㎡以上の場合は、「旅館」としての基準が適用される。階段の幅、防火上主要な間仕切壁、非常用の照明装置、調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材とする必要。 ●消防法…住宅に使われていた家で農林漁業体験民宿業をする場合地元の消防庁又は消防署長の判断により、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能になった。
所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	住宅局
	担当課・室名	建築指導課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	建築基準法第35条、第35条の2、第36条 建築基準法施行令第23条、第114条、第126条の4、第126条の5、第128条の4、第129条
	目的	建築物の構造・設備等に関する最低限の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ること。
	対象	一定の用途・規模の建築物等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	【昭和25年(建築基準法制定時)から施行】 階段の幅の規制(令第23条) 防火上主要な間仕切壁の規制(令第114条) 【昭和46年から施行】 非常用の照明装置の規制(令第126条の4、令第126条の5) 調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ(内装制限)の規制(令第128条の4、令第129条)
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	日本における長期滞在型農村・地域宿泊施設は、諸制度の規制や要件によって、高コストな宿泊施設となっている部分がある。 具体的には、『成長戦略で農業が位置付けられている観光立国・「地域活性化」戦略に含まれる項目(「新しい公共」、PFI)』という観点からも、国内外の老若問わず旅行者があらたな観光としての長期滞在型を新たな価値として地域ステイできる、地域活性の起爆剤として観光戦略の一貫として、宿泊施設の諸規制を見直すことが求められている。 具体的には、更なる旅館業法、建築基準法、消防法の弾力運用及び、食品衛生法の調理施設等の基準の設置の緩和等が求められる。 長期滞在が可能となる施設を立地するためには、その施設の設置コストの低減が求められていることから、一定程度の更なる規制緩和が必要。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造・設備等に関する最低限の基準を定めているものであり、旅館については、就寝用途に供する建築物であるため、防火上主要な間仕切壁、非常用の照明装置等について一定の規制を設けている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	特殊建築物に係る建築基準法上の規定は、昭和40年代に旅館・ホテル等の火災による人身事故が発生し、このような事故を未然に防止するため、人命の安全を第一義的に考えて建築物の防災基準の改正をおこなったものである。 建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造・設備等に関する最低限の基準を定めているものである。また、従前の用途に関わらず現在の用途に応じた基準とすることが必要である。規制緩和を行うこととすると、避難安全の確保等に支障をきたすおそれがある。

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑮ 総務省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和
規制の概要(事務局記載)		農家民宿を開業するためには、以下の関係法令が適用される。 ●旅館業法・・・旅館業法に基づく「営業許可」を得る必要。 客室面積が50㎡以上の場合は玄関帳場、ロビーが必要等 ●食品衛生法・・・既存家屋で農家民宿を行う場合には、1回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請されている。 ●建築基準法・・・客室面積が33㎡以上の場合は、「旅館」としての基準が適用される。階段の幅、防火上主要な間仕切壁、非常用の照明装置、調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材とする必要。 ●消防法・・・延べ面積や構造等に応じ、消火器、誘導灯等の消防用設備等を設置・維持しなければならない。ただし、住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると地元の消防長又は消防署長が認めるものにあつては、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能。
所管省庁	担当府省	総務省消防庁
	担当局名	
	担当課・室名	予防課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	消防法第17条 消防法施行令第6条～第29条の3、第32条 平成19年1月19日付け消防予第17号
	目的	民宿等の利用者の生命及び身体を火災から保護し、その被害を軽減する
	対象	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	○消防法第17条(昭和23年) ○平成15年消防予第90号「構造改革特区法に係る農家民宿における消防用設備等に係る消防法例の規定に対する柔軟な対応について」 ○平成16年消防予第234号「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」 ○平成19年消防予第17号「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	日本における長期滞在型農村・地域宿泊施設は、諸制度の規制や要件によって、高コストな宿泊施設となっている部分がある。 具体的には、『成長戦略で農業が位置付けられている観光立国・「地域活性化」戦略に含まれる項目(「新しい公共」、PFI)』という観点からも、国内外の老若問わず旅行者があらたな観光としての長期滞在型を新たな価値として地域ステイできる、地域活性の起爆剤として観光戦略の一貫として、宿泊施設の諸規制を見直すことが求められている。 具体的には、更なる旅館業法、建築基準法、消防法の弾力運用及び、食品衛生法の調理施設等の基準の設置の緩和等が求められる。 長期滞在が可能となる施設を立地するためには、その施設の設置コストの低減が求められていることから、一定程度の更なる規制緩和が必要。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	農家民宿等の宿泊の用途に供される小規模な防火対象物については、適切な防火管理が行われていることにより、防火安全性が確保されていれば、消防用設備等の設置を免除することが可能である。 「「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年1月19日付け消防予第17号)により、消防用設備等の免除の基準を全国の消防本部に対して既に通知しており、対応済み。」
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑯ 消費者庁回答】

規制改革事項(事務局記載)		食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)
規制の概要(事務局記載)		食用油の品質表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき定められた加工食品品質表示基準・食用植物油脂品質表示基準等により規制されているところ、原料原産地の表示義務はない。
所管省庁	担当府省	消費者庁
	担当局名	
	担当課・室名	食品表示課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	加工食品品質表示基準、食用植物油脂品質表示基準
	目的	農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資すること
	対象	JAS法第2条第1項に規定する農林物資
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成11年のJAS法改正により、飲食料品に関して全ての品目について品目表示基準を定めることとなったところ。 JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示については、平成13年から個別品目ごとに順次対応し、平成18年10月に20食品群に義務付けが拡大され、平成21年10月には緑茶飲料とあげ落花生が追加されたところ。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	食用油の原料のほとんどが外国産である(油脂類の自給率は13%)にも関わらず、原産地の情報が消費者に伝わらない。 消費者が国産原料の食用油を選択することができ、国産原料の生産の振興にもつながるよう、食用油について、原料原産地の表示を義務付けるべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	加工食品における原料原産地表示の義務付けについては、着実に拡大することとしている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	加工食品の原料原産地表示の義務付けについては、消費者庁が消費者委員会の意見を聞いて、表示基準の立案を行うこととなったところであり、消費者委員会において議論いただけるよう、消費者庁として、情報の収集・分析を行っているところである。情報の収集の一環として、3月29日に原料原産地の表示に関する意見交換会を開催したところであり、これら意見を早急に整理し、消費者委員会において議論いただけるよう報告するとともに、引き続き消費者庁において調査・分析を進めて参りたい。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	本要望の措置に際し、以下の課題について検討・対応する必要がある。 ○頻繁な原材料産地の切り替えへの対応 ○物理的スペースの制約 ○原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応

<規制評価シート>（各府省作成）

【⑰ 消費者庁回答】

規制改革事項(事務局記載)		米の農作物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について
規制の概要(事務局記載)		国内産の米について、「年産」「品種」を表示するためには、農産物検査法の証明を受けることが必要で、それ以外は「未検査米」となる。
所管省庁	担当府省	消費者庁
	担当局名	
	担当課・室名	食品表示課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	玄米及び精米品質表示基準
	目的	農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資すること
	対象	JAS法第2条第1項に規定する農林物資
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成11年のJAS法改正により、飲食料品に関して全ての品目について品質表示基準を定めることとなったところ。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	農産物検査を実施できるのは農協か大手米穀店しかなく、これらの機関は当然自分たちの販路に乗るものを優先するので、持ち込み依頼分は10月以降にしか検査されない。この結果、自己流通させようとする(農協や大手米穀店に出荷しない)農家にとっては、一番の商機である新米のシーズンに「新米」と表示することができない事態が発生している。 他方で、有機栽培や特別栽培米の認証を受けているものは、義務として栽培履歴が残っているし、公的機関の検査も受けている。いわば、官のお墨付きを得たものであるが、農作物検査法の検査を受けないと未検査米扱い。 トレーサビリティがきっちりしていて公的な認証が取れるのであれば、農作物検査法の証明を省略できるという規制緩和を求める。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	農産物検査法に基づく検査証明書以外にも、これと同程度に確実な証明手段があるのならば、これらの手段による証明も可能とすることは考えられる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	「玄米及び精米品質表示基準」については、平成23年7月の米トレーサビリティ法による産地情報の伝達義務の施行を控え、平成22年度下期に見直しの検討を開始する予定としている。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	農産物検査法に基づく検査証明書以外の証明手段については、その表示内容の信頼性を確保することが必要となる。

＜規制評価シート＞（各府省作成）

【⑰ 農林水産省回答】

規制改革事項（事務局記載）		米の農作物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方について
規制の概要（事務局記載）		国内産の米について、「年産」「品種」を表示するためには、農産物検査法の証明を受けることが必要で、それ以外は「未検査米」となる。
所管省庁	担当府省	消費者庁、農林水産省
	担当局名	消費者庁： 農林水産省：総合食料局、消費・安全局
	担当課・室名	消費者庁： 農林水産省総合食料局：消費流通課流通加工対策室 農林水産省消費・安全局：
規制・制度の概要	根拠法令等（条項名まで記載） ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	（JAS法）
	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等（事務局記載）	農産物検査を実施できるのは農協か大手米穀店しかなく、これらの機関は当然自分たちの販路に乗るものを優先するので、持ち込み依頼分は10月以降にしか検査されない。この結果、自己流通させようとする（農協や大手米穀店に出荷しない）農家にとっては、一番の商機である新米のシーズンに「新米」と表示することができない事態が発生している。 他方で、有機栽培や特別栽培米の認証を受けているものは、義務として栽培履歴が残っているし、公的機関の検査も受けている。いわば、官のお墨付きを得たものであるが、農作物検査法の検査を受けないと未検査米扱い。 トレーサビリティがきちんとしていて公的な認証が取れるのであれば、農作物検査法の証明を省略できるという規制緩和を求める。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	（総食） 農産物検査は、米麦などの農産物について公正かつ円滑な取引を行うための制度であり、民間の登録検査機関により、品質を等級で区分し、年産、産地、品種の証明を行っている。登録検査機関については、農協や米穀販売業者のみならず、第三者機関、さらには農業生産を行っている法人であっても、一定の要件を満たせば規模の大小にかかわらず登録検査機関となることが可能。 検査に当たっては、「登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。」（農産物検査法第20条第1項）とされている。このため、国としても日頃から登録検査機関に対する監視、検査場所への巡回点検等を行い、検査が不当に遅延している場合には是正させ、悪質な場合には、改善命令や業務停止等を行っているところ。 なお、米トレーサビリティ法においては、産地情報の伝達が義務付け（平成23年7月施行）されるが、品種、産年についてはその伝達対象となっていない。

	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び 問題点に対する補完措置の有無等	